

全建事発第 079 号
令和 3 年 8 月 23 日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人全国建設業協会
専務理事 山崎 篤男
〔公印省略〕

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を実施すべき区域の変更及び
期間の延長（令和 3 年 8 月 17 日）に伴う工事及び業務の対応等について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 3 年 8 月 17 日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を実施すべき区域については茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県、福岡県を加えた 1 都 2 府 10 県に、まん延防止等重点措置を実施すべき区域については、今般緊急事態措置を実施すべき区域に追加された上記の 1 府 6 県を除外し、宮城県、富山県、山梨県、岐阜県、三重県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、鹿児島県を加えた 1 道 15 県に変更され、実施する期間についても、それぞれ 9 月 12 日までとする決定がなされたところです。

これを踏まえ、国土交通省より、施工中の工事における感染拡大防止対策の徹底等について、別添 1 及び 2 のとおり通知がありましたので、貴会会員企業の皆様へ周知賜りますようよろしくお願い申し上げます。

また、緊急事態措置区域及びまん延防止重点措置区域における雇用調整助成金については、別添 1 及び 2 に記載のとおり、8 月末と同水準の支援を 9 月末まで行うこととされましたので、併せてご周知ください。

以 上

【添付資料】

- 別添 1 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和3年8月17日）に伴う工事及び業務の対応について
- 別添 2 新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和3年8月17日）に伴う工事及び業務の対応について

(担当) 事業部 堤
TEL 03-3551-9396
FAX 03-3555-3218
メール jigyo@zenken-net.or.jp